

八王子市学園都市センターにおける利用申請及び利用承認並びに利用料金の取扱いに関する規程

(平成24年12月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という。）が八王子市学園都市センター条例（平成8年八王子市条例第34号。以下「条例」という。）第16条の規定により、八王子市から指定管理者として指定された八王子市学園都市センター（以下「センター」という。）における利用申請及び利用承認並びに第7条第3項ただし書きに規定する利用料金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請等)

第2条 センター（付属の施設及び設備を含む。以下同じ。）の利用の申請に係る手続については、利用予約申込、利用確定及び利用料金の支払期限を設定するものとし、利用予約申込みの日（以下「利用予約申込日」という。）、利用確定の日（以下「利用確定日」という。）及び利用料金の支払期限は、別表第1及び第2に定めるところによる。

2 利用予約の申込みは、八王子市学園都市センター条例施行規則（平成17年八王子市規則第58号。以下「規則」という。）に定める利用申請の受付期間の始期の日から行えるものとする。

3 利用予約の申込みは、利用確定日の到来をもって条例に定める利用申請とみなし、当該利用申請に基づき利用承認を行うものとする。

4 利用料金の支払期限は、条例に規定する指定管理者が特に必要があると認めたものとして定める期限とし、利用申請者は、当該期限までに利用料金を支払わなければならない。

(利用料金の不還付)

第3条 利用確定日以後に利用の承認を受けた者からの申し出により利用承認を取消したときは、規則第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、条例第9条の規定に基づき、既納の利用料金は還付しない。

2 前項の取消しの場合において、取消しの日までに利用料金が支払われていないときは、利用取消しを受けた者は、規則第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、別表第1及び第2に定める支払期限までに利用料金相当額を支払わなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日の利用予約申込みから適用する。

別表第1

ホール及びホールと同時に利用するその他の施設

番号	利用予約申込日	利用確定日	支払期限
1	利用日の4月以上前	利用日4月前の応当日	利用確定日から1月後の応当日
2	利用日までの期間が2月以上4月未満	利用予約申込日から2週後の応当日	利用確定日から1月後の応当日
3	利用日までの期間が2月未満	原則として利用予約申込日	利用確定日から2週後の応当日

備 考

- 第1号において、申込日から利用確定日までの経過期間が2週に満たないときの利用確定日は、上表にかかわらず申込日の2週間後とする。
- 第2号において、利用確定日が利用日2月前の応当日後となる場合の利用確定日は、上表にかかわらず利用日2月前の応当日とする。
- 第3号による支払期限が利用日後となる場合の支払期限は、上表にかかわらず利用日とする。
- 舞台面のみ又は半区分利用のときの利用確定日及び支払期限は、上表にかかわらず申込日と同日とする。

別表第2

セミナー室・サウンドルーム・和室

番号	利用予約申込日	利用確定日	支払期限
1	利用日の2月以上前	利用日2月前の応当日	利用確定日から1月後の応当日
2	利用日までの期間が2月未満	原則として利用予約申込日	利用確定日から2週後の応当日

備 考

第2号に該当する場合において、支払期限が利用日より後となる場合は、この表の規定にかかわらず、利用日を支払期限とする。